

令和7年度前期分 授業料免除等申請要領（大学独自制度）

兵庫県立大学

令和7年度前期における授業料減免制度の概要は下記のとおりですので、国の修学支援新制度との関係や制度内容等をよく理解した上で、減免を希望する者は、申請書と添付書類を期限までに提出してください。

※ 国の修学支援新制度による授業料減免の対象になる者は、この申請とは別に手続きを行う必要があります。別途案内しますので、日本学生支援機構のホームページに掲載されている「給付奨学金案内」等を参照して、そちらの申請も行ってください。

1 免除等の種類

①全額免除、②半額免除、③月額分納（分割納付）、④延納（納期限の延長）の4つの区分があり、世帯収入と成績要件等によって可否の判定を行います。

月額分納と延納は、希望者のみ、全額又は半額の免除が不許可の場合に判定します。月額分納と延納は、いずれか希望する方を選択してください。（対象となる判定基準は同じですので、いずれを選んでも有利・不利はありません。）

※月額分納：授業料を分割して、期間内の毎月25日（後期の最終は2月25日）までに納入

※延納：納付困難な事情に応じて、納期限を前期は最長9月末まで、後期は最長2月25日までの範囲内で延長

2 申請対象者

以下の①～④の全てに該当する者。入学後6カ月を経過していない者を除く（ただし、学部において免除を許可されていた者が引き続き大学院に入学する場合は対象とする）。

- ① 経済的理由により授業料の納付が著しく困難な者
- ② 成績要件を満たす者
- ③ 前期の期間中に標準修業年限（休学期間を除く）を超えない者
- ④ **【学部のみ】**国の修学支援新制度の認定を受けているか、新規申請予定の者（要件に該当しないなど、対象とならないことが資料等で客観的に明らかな場合を除く。）

JASSO「進学資金シミュレーター」 <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>
で、上記の国制度（④）の対象に該当するかどうかを確認できます。

奨学金シミュレーション → 給付・貸与シミュレーション → 2025年在学採用

（国制度の対象外である場合は、シミュレーション結果を印刷して提出してください。）



※ 修学支援新制度の未申請者で、大学から対象の可能性があると判断された場合は、必ず、修学支援新制度の申し込みをしてください。申し込みがない場合は、大学独自の授業料免除は許可されません。

《上記①～③の詳細》

各要件について該当するかどうか分からない場合は、所属キャンパスの学務担当課に相談してください。

①経済的理由により授業料の納付が著しく困難な者

令和7年度前期分から、複雑で種類が多かった従来の提出書類を見直し、所得の判定方法をわかりやすく見直しました。

申請者本人及び生計維持者全員分（本人を含めて最大で3人分）の計算結果の合計が一定の基準を満たす場合に、免除等の種類（全額免除、半額免除、月額分納又は延納）を決定します。

次の計算式（本人と生計維持者全員（原則、父母）の合計。最大3人分）で算出された減免判定基準額により判定します。

減免判定基準額＝

市町村民税の所得割の課税標準額 × 6 % － （調整控除の額＋税額調整額）

〔100円未満切り捨て〕

※1 政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額とします。

※2 市町村民税所得割が非課税の人は、上記の計算によらず、減免判定基準額は0円となります。（寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や市町村民税の減免は、減免判定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、減免判定基準額は0円にならない場合があります。

〔判定基準〕

免除の種類	減免判定基準額
全額免除	60,700円未満
半額免除	60,700円以上 107,600円未満
月額分納又は延納可	107,600円以上 121,400円未満

※令和6年度にこの減免制度を利用した者で、今回の判定方法の変更により免除の判定結果が下がる場合は、経過措置が適用されますので、キャンパス学務課の申請窓口までご相談ください。（令和6年度に休学のため申請しなかった者も含みます。）

【注：生計維持者について】

生計維持者は、原則父母（父母ともいる場合は2人とも。同居の有無は問わない。）とするが、具体的な取扱いとは国制度と同様につき、日本学生支援機構（JASSO）ホームページに掲載されている生計維持者の考え方やQ&Aを参照のこと。

②成績要件を満たす者

学部生は、在籍する学部において、該当する学年の進級時まで下表に記載の標準単位数（休学期間がある場合は、その期間を考慮した単位数）以上を修得していること。満たさない場合は、授業料免除等は受けることができません。

また、学部生及び大学院生ともに、就学態度が良好と認められない場合も免除を受けることができません。

(学部の場合)

学 部	2 年 生	3 年 生	4 年 生	卒業所要単位数
国際商経学部	31	62	93	124
社会情報科学部	31	62	93	124
工学部	31	62	93	124
理学部	32	64	96	127
環境人間学部	33	65	98	130
看護学部	35	69	103	137

※ 学年は、進級後の令和7年度における学年。

※ 標準単位数は、それぞれ、 $[\text{卒業所要単位数} \times (\text{学年} - 1) / 4]$ (小数点以下の端数切上げ) で算定したもの。

※ 今回修得をしていれば、これまでの進級時における修得の有無は問わない。

③ 前期の期間中に標準修業年限（休学期間を除く）を超えない者

標準修業年限は、学部4年、博士課程前期・修士・専門職学位課程2年、博士後期課程3年です。

留年期間や休学期間がある場合の授業料免除等の適用可能期間例は以下のとおりです。

【適用可能期間の例（学部生の場合）】

例	期間区分	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
通 常	在学期間	←	←	←	←	←
	適用期間	←	←	←	←	←
3 年目に 1 年間留年	在学期間	←	←	留年	←	←
	適用期間	←	←	←	←	←
3 年目に 1 年間休学	在学期間	←	←	休学	←	←
	適用期間	←	←	←	←	←
2 年目に 半年間休学	在学期間	←	←	休学	←	←
	適用期間	←	←	←	←	←

- ・留年期間がある場合は、留年期間を含めて4年
- ・休学期間がある場合は、休学期間を除いて4年
- ・網掛け部分は、標準修業年限を超えるため減免が受けられない期間

3 申請方法

申請者本人が、申請期間内に、所属キャンパスの学務担当窓口へ持参又は郵送により申請

※ 持参による方が確認や相談が円滑に進められますが、窓口への持参が困難な場合は、郵送でも受け付けます。保護者や代理人による申請等は原則として受け付けできません。ただし、申請者本人が入院中であるなど、特別な事情がある場合を除きます。

4 申請期間

大学のホームページ等で、所属キャンパスの指定する期間及び受付時間（持参の場合）を確認してください。

5 提出書類

提出書類		留意事項
①	授業料免除申請書	原則、申請者本人が記入してください。
②	住民票 又は 住民票記載事項証明書	申請日から3カ月以内に発行された申請者本人及び生計維持者（原則父母）のもの（原本）。
③	市町村民税課税証明書 （市区町村役所・役場が発行） ※課税標準額、調整控除額及び税額調整額が記載されているもの	発行できる最新の証明書（原本） 所得の有無にかかわらず、申請者本人と、生計維持者（原則父母）の分 ※家計急変による場合は、直近の収入関係書類も必要です。詳細は、学務課に相談してください。
④	日本学生支援機構「進学資金シミュレーター」のシミュレーション結果【該当者のみ】	※学部生で、国の修学支援新制度が対象外であるため申請しない者のみ提出
⑤	結果通知用封筒 （結果を通知する宛名を記入）	長形3号（12 cm×23.5 cm） ※別紙記入例を参照 ・宛先・氏名：原則、保護者等（敬称：様） 大学院生、留学生は申請者本人宛 ・110円切手を貼付すること

上記書類のほかに、内容確認のため、追加の書類を提出していただく場合があります。
申請内容が事実と相違することが確認された場合は、許可した日にさかのぼり免除等を取り消します。

6 決定の通知

審査終了後に郵送で通知します。半額免除または不許可となった場合は、決定通知後に授業料を納付してください。

※申請書類提出後、転居（本人・保護者等）した場合は、学務担当課の窓口で住所変更の手続きを行うとともに、結果通知用封筒の住所訂正を申し出てください。

7 他制度との関係について

本学には、この制度を含めて3つの減免制度があります。①の対象となる者は、まず①を利用することが前提となっており、支援が不足する場合に②又は③が利用できます。また、②に認定されると授業料が全額免除となりますので、②に該当する者は③よりも②を優先して利用してください。

①国の修学支援新制度（所得に応じて授業料減免と給付型奨学金による支援）【学部のみ】

②兵庫県の授業料等無償化制度（本人及び生計維持者（原則、父母）のいずれもが、基準日（毎年度4月1日）において3年以上兵庫県に居住する場合に対象）

③大学の独自減免制度【この制度です】

8 その他

(1) 家計急変について

家計急変（家計収入の大幅な減少）がある場合は、キャンパスの学務課にご相談ください。

①対象事由（国制度と同様につき、詳細は日本学生支援機構の取扱いに準じる。）

- A 生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B 生計維持者の一方（又は両方）が事故または病気により、半年以上就労が困難
- C 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- D 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、①上記A～Cのいずれかに該当、又は、②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

②家計急変の目安

上記の事由による生計維持者の収入減少が学期内は継続し、本人及び生計維持者（原則父母）の急変後の年間収入（所得）の合計額が、通常基準年と比較して20%以上減少する見込みであること。

③判定方法

上記に該当する場合、①通常分の年間収入（所得）に係る公的証明書、②家計急変前後の月分（原則として急変前は1か月分、急変後は提出可能な直近月分まで）の収入を証する書類（給与明細、事業に係る帳簿等）により、年間収入（所得）見込額等を推計して判定

(2) 留学生について

この申請要領は日本人学生用です。留学生の申請要領は、各キャンパスの学務担当課にお問い合わせください。

※ 不明な点がある場合は、所属キャンパスの学務担当課へ問い合わせてください。

申請様式

授業料免除等申請書

兵庫県公立大学法人理事長 様

令和 年 月 日

令和7年度前期授業料の(※全額免除・半額免除・月額分納・延納)をお願いいたしたく、必要書類を添え、保護者等連署をもって申請します。

※希望する項目に○印(複数選択可、月額分納・延納はどちらか一方のみ。)

① 申請者	ふりがな 氏 名			学部		学科・研究科		
				学年	年	学籍番号		
				国の修学支援制度の該当区分		非・Ⅱ・Ⅲ		
	現住所	〒						
	携帯番号			メールアドレス				
休学の有無	無 ・ 有	有の場合 その期間	平成・令和 年 月～平成・令和 年 月					
			平成・令和 年 月～平成・令和 年 月					
② 生計維持者	ふりがな 氏 名				本人との続柄			
	現住所	〒		電話番号				
	ふりがな 氏 名				本人との続柄			
	現住所	〒		電話番号				
③ 家庭の事情	授業料免除等を希望するに至った家庭の事情その他説明を要する事項(具体的に)							
④ 免除状況	(令和5年度後期) 全免・半免・不許可・申請なし		(令和6年度前期) 全免・半免・不許可・申請なし		(令和6年度後期) 全免・半免・不許可・申請なし			

[キャンパス使用欄]

結果通知用封筒記入例

- ①学部生は保護者等宛。大学院生、留学生は申請者本人宛 ②敬称に「様」を記入
③110 円切手を貼付

長形 3 号

12 cm

③

切手
1 1 0

①

住所

氏名

②

様

23.5 cm